

質問・回答

2021年7月14日

「ベトナム国北部山岳地域のフラッシュフラッドと地滑りによる被害の対処・最小化のための能力強化プロジェクト」
(公示日：2021年6月30日／調達管理番号：21a00378) について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第3条 プロジェクトの概要 (5) 成果	成果2として「パイロット2省において、ハザード・リスク評価に基づいたパイロット流域での構造物・非構造物対策を含む SDRRP が策定される。」とありますが、SDRRP はパイロット2流域を対象に策定するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
2	第3条(6) 5-1~5-5 第7条(27)~(31)	記述されている活動は C/P 機関である VNDMA が主体となって実施する事項と理解しています。コンサルタントは VNDMA の活動を支援する作業を実施するもので、その作業は C/P と協議して決めるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細な役割分担には VNDMA だけでなくパイロット省を交えた協議が必要と考えております。
3	第4章 業務実施上の条件 (4) 資機材購入	想定される機材が挙げられていますが、スペックについては業務開始後にベトナム側との協議の上、決定する必要があるため、資機材購入費に係る経費は別見積に計上することで宜しいでしょうか。 また、サイト選定後にベトナム側及び貴機構との協議の上、追加で必要な機材が発生した場合は、変更契約を行うとの理解で宜しいでしょうか。	別見積もりとしてください。 ただし、案件開始後のサイト選定を踏まえ再精査をする際にも、原則として第4章(4)に記載の合計金額の範囲内とすることを想定しておりますので、ご留意をお願いいたします。
4	第6条 実施方針及び留意事項 (15) プロジェクトの執務室	執務室はベトナム側により提供されることですが、プリンター及びインターネットについても提供されるとの理解で宜しいで	ベトナム側からの提供がない想定でご準備下さい。必要に応じ、本見積に計上ください。

		しょうか。	
5	第6条 実施方針及び留意事項 (17) 広報活動	「現地再委託に係る経費」は別見積とすることが指示されていますが、当該業務を国内再委託とする場合、費用は別見積りに計上することで宜しいでしょうか。	当該業務は、外部委託は想定しておりません。当該業務を国内再委託する場合は、本見積りに含めてご提案ください。
6	第7条 業務の内容	各種ワークショップ・セミナーを開催する必要がありますが、規模・回数については未定のため、開催に係る費用は別見積りに計上することで宜しいでしょうか。	ご指摘のとおり、別見積もりとしてください。
7	-	現地傭人についての指示がございませんが、アシスタントエンジニア、通訳等の傭上は必須であると考えております。数量等についてどのようにお考えでしょうか。	ご提案いただく業務の進め方によりますので、本見積りに含めてご提案ください。 なお、成果3の構造物対策に係るパイロット事業に関しては、第4章(3)に記載の総額の範囲内で、現地再委託契約とは別に、現場の品質・安全管理の観点から、現場に常駐する補助員の傭上をご検討ください。こちらは現地再委託費用とともに、別見積もりとしてください。
8	p.20 第6条(1) 再精査・再調整の結果を踏まえ、開始後3カ月を目途にパイロット活動を含むプロジェクトの詳細工程を作成する。 p.28 第7条(3) 案件開始後3カ月を目途にベトナム側に説明し承認を得ること。 p.39 第4章(1) 新型コロナウイルスの影響等により、最初の3カ月程度は、既存デー	左記とありますが、p.39 第4章(1)の記述に従い、PO 通りの活動が行えない可能性を考慮して、p20 第6条(1)及び p28 第7条(3)の活動に関しては柔軟に対応することを可とする、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 ただし、第6条(1)に記載の再精査・再調整が必要な事項については遠隔であってもできるだけ早い段階での整理をお願いいたします。

	<p>タの収集・分析を中心として、C/P とは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。</p>		
9	<p>p.28 第7条(2) パイロット活動における責任の明示・瑕疵担保責任範囲の明示</p>	<p>左記とありますが、再委託先が決定される前の契約書等の入札図書が作成される前に、瑕疵担保責任の明示は困難と想定されます。W/P(案)で案を作成・提示し、当該部分に関しては入札図書作成時、あるいは入札後に確定する、ということは可能でしょうか。</p>	<p>ご見解のとおりです。</p>
10	<p>p.19 第3条(9)</p>	<p>PO に示されるプロジェクト期間中に、パイロット工事の瑕疵担保期間を含む、という理解でよろしいでしょうか。 また、この際瑕疵担保期間は1年間という理解でよろしいでしょうか。その場合、PO に基づけば瑕疵担保期間は約半年、となりますが、この場合、瑕疵担保期間を半年でも可、とするか、プロジェクト期間を変更することも可、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>プロジェクト期間中に瑕疵担保期間を含む想定ですが、プロジェクト開始後の詳細工程の検討にあたり、ベトナムの関連法令・手続きや商習慣等も確認の上、瑕疵担保期間の確保も含めた全体工程の検討をいただきます。プロジェクト期間の延長が必要と考えられる場合には、ベトナム側と協力期間の変更の協議を行うことも想定します。</p>
11	<p>企画競争説明書 P19 第3条 プロジェクトの概要 (8)事業実施体制 及び 企画競争説明書 P24 第6条 実施方針及び留意事項 (7)土砂災害リスク削減のための土地利用規制案 「VNDMA は、土地利用計画や開発規制のための所掌と権限を有していないことから…」</p>	<p>土地利用計画や開発規制のための所掌と権限を有する中央省庁・機関との協議・調整が必要になる場面が発生すると考えられます。このような中央省庁・機関との連携を図るため、事業実施体制の部分的変更や追加等の可能性はございますか？</p>	<p>現時点では、変更・追加の予定はありません。ただし、必要に応じて TWG へ追加することを検討していきたいと考えています。</p>

12	配布資料のうち詳細計画策定調査結果・別添の Attachment 2(RD) 7. Undertaking by Vietnam side	左記によると、C/P のベトナム国内出張旅費は含まれていますが、先方政府側の適切な予算措置がなされない場合のリスクに備え、外見積で C/P 国内出張日当・宿泊・旅費等を計上することは可能でしょうか？	原則、先方負担のため、計上はできません。
----	--	---	----------------------

以上